

陳 情 文 書 表

(教育委員会)

受理番号	4474	受理年月日	令和7年11月17日
件名	第三者委員会の中立性確保及び第一・第二事案の合同調査の実施		
要旨	<p>市内公立小学校で発生した2件のいじめ重大事態（第一事案・第二事案）について、第三者委員会の設置及び調査運営における中立性の確保並びに両事案の関連性を踏まえた合同調査の実施を求めるものである。</p> <p>今回の事案は、京都市で初めて第三者委員会による調査が行われるという極めて重要な局面にあり、世間からも大きな注目を集めている。</p> <p>ついては、この調査が最大限、被害者に寄り添った公平な調査となるよう、以下のとおり強く願う。</p> <p>1 第三者委員会の中立性の確保について、市教委が一方的に推薦権を排除することは、公正性の原則に反し、選定された委員に利害関係や専門性不足の疑いがある時点で、調査組織としての中立性は成立しないと考える。</p> <p>文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和5年改訂）第4章調査組織の構成・運営では、被害児童側・加害児童側双方の意見を踏まえ、公平・中立な立場の委員を選任すべきと明確に定められている。しかし、市教委は推薦者を入れることはできないとの立場を取り続けており、この対応はガイドラインの趣旨にも反し、合理性を欠いている。被害児童側から見れば、一方的な委員選定は不信感を生む不透明な運営である。中立性を確保するためには、被害児童・保護者からの推薦を受け入れ、双方の合意の下で委員を構成することが不可欠である。それが真に公平で、被害者の信頼を得る第一歩であると考えます。</p> <p>2 第一・第二事案の合同調査の実施について</p> <p>両事案は、同一の市立小学校・同一学年・同一クラス・同時期に発生しており、学校の教職員体制や対応方針は共通している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一事案の段階で適切な対応が行われていれば、第二事案の発生は防げた可能性が極めて高い。</li> <li>・ 根源的な原因は個々の児童の問題ではなく、学校運営と組織対応の欠陥にある。</li> <li>・ 被害児童家族（第一・第二事案双方）は、合同での調査実施を強く望んでいる。</li> </ul> <p>当事者双方が同意の上で合同調査を希望している以上、プライバシーを理由で個別調査するのではなく、その意思を尊重することこそが本来のプライバシー配慮であり、透明で公平な真相究明のための最も合理的な方法である。この二つの事案を切り離して個別に調査することは、実態の解明を妨げるものであり、学校対応の構造的問題は見え、真の再発防止にはつながらない。二つの事案を一体的に捉え、同じ誤りを繰り返さないための調査を強く求める。</p> <p>本来、子供が守られるべき学校という場所で大人の保身で守られなかったことにより、被害児童は大人への信頼を失い深く傷付いた。今回のいじめ重大事態は、京都市で初めて第三者委員会による調査が行われる事案である。今後の京都市で育つ全ての子供たちの未来を左右する重要な分岐点になると考えている。どうか議会の皆様には、この陳情を一つの個別案件としてではなく、子供の命と尊厳を守る教育行政の在り方を問うものとして、今後の教育行政の信頼を取り戻す第一歩となるよう、公正な判断をお願いします。</p>		
陳情者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		